

盛岡市上厨川土地区画整理組合の事業収束について

平成29年2月13日
都市整備部

1 事業収束の趣旨

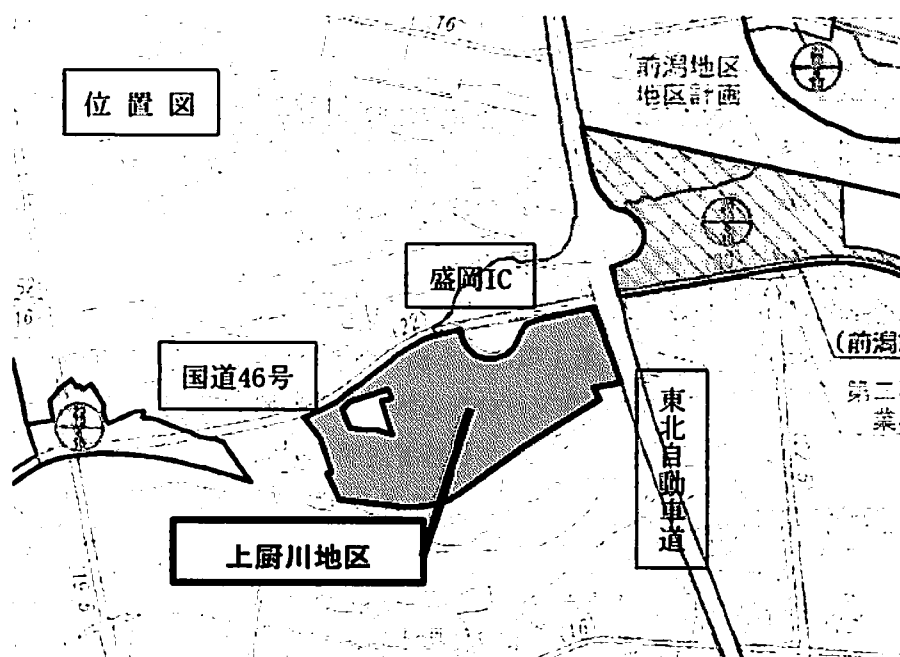
盛岡市上厨川土地区画整理組合は、平成17年6月28日の組合設立認可後、約12年が経過しているが、事業進捗に要する資金調達等が困難となっており、事業が停滞している。

このような状況から、平成28年10月6日付で、組合の理事職務執行者より、組合自ら総会の議決による解散は困難であるため、市による事業収束を依頼されている。同組合は多額の債務を抱え、既に事業破綻しているほか、土地区画整理法による組合の設立についての認可を取り消す要件に該当することから、組合の解散を行おうとするものである。

2 上厨川地区土地区画整理事業について

(1) 事業の概要

- ア 施行者の名称 盛岡市上厨川土地区画整理組合
- イ 施行期間 平成17年6月28日～平成22年6月27日
- ウ 施行地区の面積 約27.2ha
- エ 総事業費 4,766,000千円

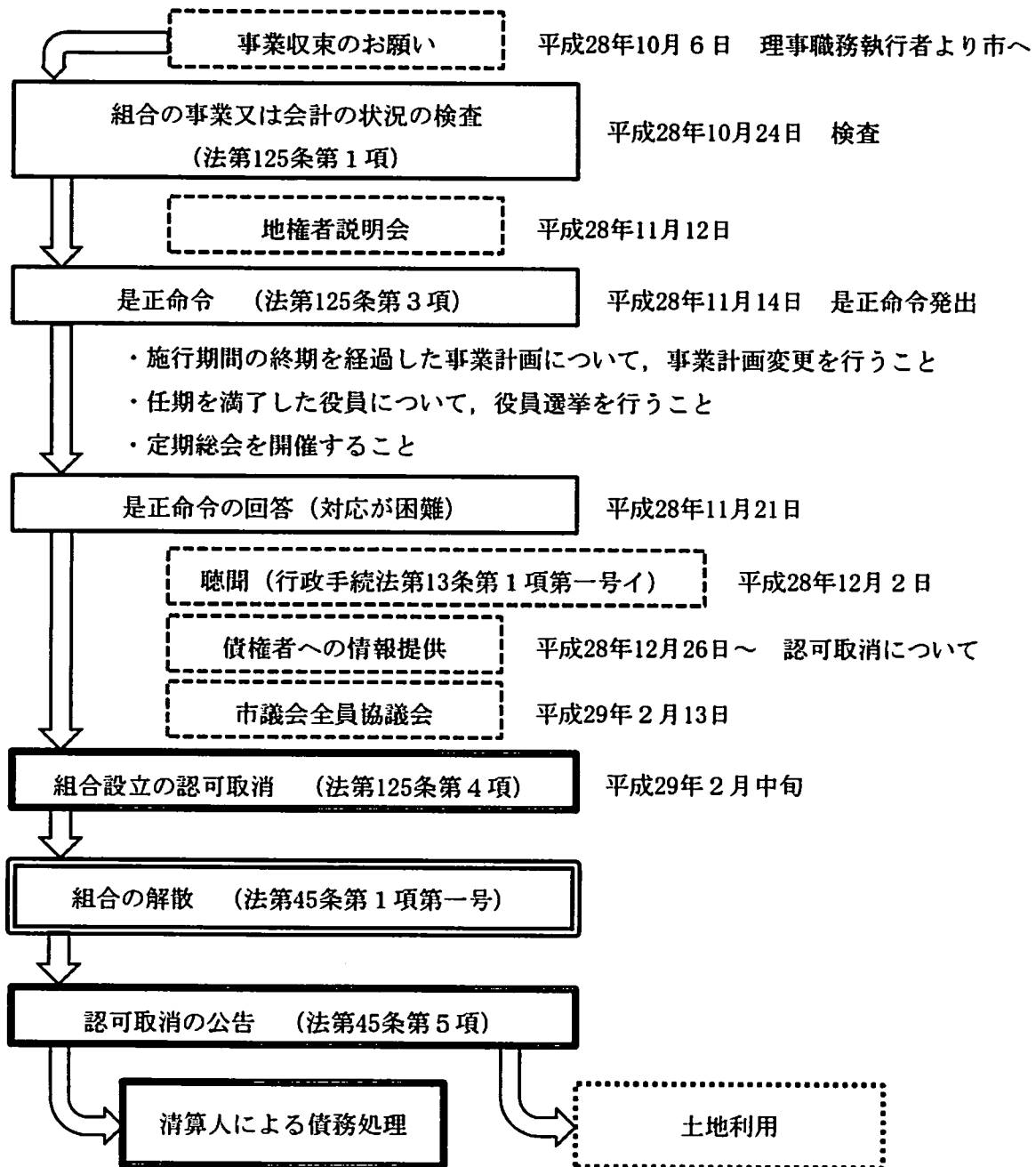


(2) 事業の経緯

- 平成17年6月28日 組合設立認可公告（盛岡市告示第 251号）
- 平成18年3月28日 土地区画整理法（以下「法」という）第123条第1項による勧告
・事業計画の設計概要の整合について、是正すること
- 平成20年11月25日 法第123条第1項による勧告
・組合員へ組合の経営状況に係る十分な情報開示を行うこと
・今後の事業方針について、速やかに組合員の合意の形成を図ること
- 平成21年5月26日 法第123条第1項による勧告
・総会又は総代会において平成21年度の予算の議決を経ること
・理事定数の欠員について、総会での選挙又は選任を行うこと
- 平成22年3月29日 法第123条第1項による勧告
・組合の今後の事業運営について、理事会を開催し、方針を決定し対応を図ること
- 平成22年5月17日 法第123条第1項による勧告
・事業方針決定のための施行期間延伸に向けた事業計画の変更について、対応を図ること
- 平成22年5月24日 法第123条第1項による勧告
・土地区画整理組合事務所の移転に伴い、事務所の所在について定款の変更を速やかに行うこと
- 平成22年6月27日 事業施行期間満了
- 平成22年7月31日 役員任期满了（次期役員決定まで職務執行）
- 平成23年2月26日 組合総代任期满了
- 平成22～23年度 組合元理事・監事・総代との意見交換会等の開催
- 平成24～25年度 組合元理事らと協議
- 平成26年度 「上厨川地区の区画整理を考える会」を開催し、今後の方向性等を検討
- 平成27～28年度 土地区画整理によらない開発を前提に解散を検討
(総会の議決による組合解散の検討)
- 平成28年1月30日 地権者説明会の開催
- 平成28年10月6日 理事職務執行者から「事業の収束のお願い」を受領
- 平成28年10月24日 法第125条第1項による検査
・組合の事業又は会計の状況に関する検査
- 平成28年11月12日 認可取消等について地権者説明会の開催
- 平成28年11月14日 法第125条第3項による是正命令
・法令違反状態を是正するよう命令
- 平成28年11月21日 是正命令に対する組合役員からの回答
・是正命令各項目について対応を図ることができない旨の回答
- 平成28年12月2日 聴聞会

3 事業収束について

(1) 事業収束のフロー



(2) 債務処理

地権者説明会での説明では、組合の債務は約13億7千万円に上るが、認可取消後に理事職務執行者が清算組合の清算人となり、債務処理を行う。

(3) 土地利用

認可取消後に債務処理を進め、流通業務系・工業系として計画的な土地利用を図ることとする。